

地域支部に対する補助金交付規程運用細則（改正案）

（目的）

第1条 この細則は、地域支部に対する補助金交付規程（以下「規程」という。）第8条に基づき、規程第2条第2項第1号に規定する「通常の事業に対する補助」及び第2号に規定する「周年事業等特別の事業に対する補助」の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

（通常の事業に対する補助）

第2条 「通常の事業に対する補助」は、基礎補助に加え、会報加算、会報デジタル化加算、総会参加者加算、活動加算で構成する。

2 基礎補助は、支部運営の基礎として保障するもので、1支部年間5万円とする。

3 会報加算は、支部会報発行が支部活動活性化に有効な手段であることに鑑み、1支部年間1回以上の会報発行に2万円を加算する。

4 会報デジタル化加算は、会報のデジタル化が支部財政の健全化に有効な手段であることに鑑み、デジタル化実施の翌年度以降5ヶ年度間、各年度2万円を加算する。

5 ホームページ充実度加算は、地域支部情報の公開と充実を目的に、次の各号に定められた項目をホームページに掲載した地域支部に2万円を加算する。

(1)地域支部会則

(2)会員数及び会員の構成（会員資格）

(3)設立及び沿革

(4)役員紹介

(5)事務局の住所・TEL・FAX・e-mail

(6)活動報告

（ア）総会案内・総会報告

（イ）役員会報告

（ウ）行事案内・行事報告

(7)会員の慶弔

(8)その他トピックス

6 総会参加者加算は、支部総会の参加者増加を図ることが支部活性化につながる重要要素であることに鑑み、1支部参加人数50名以上については2万円、50名未満については1人あたり200円を印刷・郵送料として乗算し加算する。

7 活動加算は、支部総会以外の種々の事業についても、これらの活動の活発な支部ほど世代交代や活性化が図られている現状に鑑み、宿泊を伴わないで支部会員が参加する概ね1日程度のものを1回とカウントし、1支部年間4回未満の活動には1万円を、4回以上の活動には2万円を加算する。

(加算部分を評価する対象期間)

第3条 前条に規定する加算部分を評価する対象期間については、支部の会計年度に関わらず、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(第1次審査)

第4条 第2条に規定する加算部分の評価については、規程第4条に規定する会長の審査に先立ち、第1次審査を支部補助金審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

2 審査委員会は、総務委員会及び組織委員会の正副委員長で構成する。審査委員会の委員長は総務委員長をもって、副委員長は組織委員長をもって充てる。

3 審査委員会は、本部の決算に先立ち、毎年9月中旬を目途に開催するものとする。第1次審査の終了後は、規程第4条に基づき、会長は速やかに補助金を決定し交付を行う。

4 支部総会が審査委員会の終了後に行われた場合、当該支部からの補助申請は、翌年9月の審査委員会における審査対象となる。ただし、支部財政の都合上、早期に補助金の交付が必要な支部は、支部総会終了後に必要な手続きを済ませて仮払いを会長に請求することができる。会長は、理由があると認めた場合は仮払いを行うことができる。

5 前項ただし書きに定める場合、翌年9月の審査委員会において補助対象外の判断が下された部分については、当該支部は返還に応じなければならない。

(第1次審査における注意点)

第5条 総会参加者加算については、参加者が当該支部の会員であることが前提である。参加者と来賓とを区別するため、会費納入の有無、支部規則の定め(在住、在勤要件)等により、また、名簿、写真等の添付資料に基づき、審査委員会において判断する。

2 活動加算については、対象となる活動は支部主催行事(活動)であることが前提である。その上で、さらに以下の3点をいずれも満たすことが必要である。

(1)文化、スポーツ等会員の資質の向上、交流に資すると審査委員会委員長が認めるもので、かつ、年間行事に記載のもの(あるいは時間的ないともがなく臨時的に呼びかける必要があったと認められるもの)。パンフ、案内状等の添付を必要とする。

(2)呼びかけ手段は、文書、メール等で幅広く会員に声掛けしたと認められるもの。文書等の添付を必要とする。

(3)支部会員の参加人数が、5人程度以上あるもの。名簿、写真等の添付を必要とする。

(申請書の様式)

第6条 補助金交付申請書の様式については、別紙のとおりとする。

(周年事業等特別の事業に対する補助)

第7条 「周年事業等特別の事業に対する補助」は、10年を単位として行われる支部主催

の記念事業について審査の対象とする。

2 会長は、該当支部からの申請に基づき、実績を踏まえて交付額を決定する。第1次審査については、第3条及び第4条の規定を準用する。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、常務委員会の意見を聞いたうえ、会長が決する。

附則 この細則は、2020年6月27日から施行する。

附則 この細則の改正は、2022年7月16日から施行する。

本規程第2条第4項の定めは、政法会大阪支部にも遡及して適用する。

附則 この細則の改正は、2023年9月16日から施行する。